

# 「第4次交通ビジョン」のフォローアップ体制について

## 1 概要

- 第3次交通ビジョンでは、各施策についてのアクションプラン(AP)を毎年度策定の上、毎年度1回、2月に船舶交通安全部会を開催し、当該年度のAPの実施状況を評価するとともに、次年度のAPを検討。
- 第4次交通ビジョンでは、船舶事故にかかる計画目標を達成するため、船舶事故の傾向を踏まえつつ個別の目標を毎年度のアクションプラン(AP)で設定する旨を規定。
- よって、第4次交通ビジョンにおいても、計画目標に加え各施策のAPを毎年度作成し、船舶交通安全部会において、毎年度1回、2月に当該年度のAPの実施状況評価及び次年度のAP検討を行うこととする。
- なお、30年度APにあっては、30年5月(P)までに策定し、各委員へ個別報告することとする。

## 2 今後のスケジュール

